

「ふくおか平日おトク旅」観光キャンペーン
取扱宿泊施設募集要項

令和 8 年 4 月 1 日
公益社団法人 福岡県観光連盟

1. 目的

閑散期における旅行需要喚起及び旅行需要の分散化を図るため、「ふくおか平日おトク旅」観光キャンペーンを実施します。実施に際して、本事業の取扱宿泊施設を次のとおり募集するものです。

2. キャンペーンの概要

(1) 名称

「ふくおか平日おトク旅」観光キャンペーン（以下、「本キャンペーン」）

(2) 割引適用期間

令和 8 年 5 月 7 日（木）～令和 8 年 7 月 17 日（金） ※令和 7 年 7 月 18 日（土）
チェックアウトまで

※ただし、平日の宿泊（※）に限ります。

※「平日の宿泊」とは、宿泊日かその翌日のどちらか少なくとも 1 日が平日であること。
本キャンペーン期間では、土曜日は適用対象外

※予算上限に達し次第、終了します。

※予約開始日については、別途お知らせします。

(3) 割引方法

①宿直割引（宿泊施設のフロントにおける割引申請書への宿泊者の署名取得）

②旅行商品割引

③OTA（じゃらん・楽天トラベル）

※①は取扱施設として本要項における登録が必要ですが、②③は本要項における宿泊施設登録は不要です。

(4) 割引対象・割引率

宿泊費等の総額の 20%（1 人 1 泊あたり最大 3,000 円）

※泊数の上限はありません。ただし、宿泊料の発生しない日帰り利用料金は割引対象外です。

(5) 対象宿泊施設

取扱宿泊施設として本キャンペーンに登録された福岡県内（福岡市・北九州市を除く）に所在する宿泊施設

(6) 主な利用条件

・宿直割引については、対象宿泊施設の公式サイトもしくは電話で直接予約された宿泊予約であること。

※宿泊施設公式サイト以外の予約サイト等（OTA 等）で予約された宿泊は宿直割引の適用

対象外です。

3. 取扱宿泊施設の募集について

(1) 登録条件

取扱宿泊施設については、以下の条件を全て満たす必要があり、登録後に条件を満たさないことが発覚した場合、直ちに登録を取り消します。

- ① 福岡市・北九州市を除く福岡県内に所在し、観光客に宿泊のサービスを提供する施設であること。
- ② ①の宿泊施設とは、**Ⓐ**「旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて行う同法第 2 条第 2 項から第 3 項の営業に係る施設（下宿営業を除く）」、**Ⓑ**「住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項に規定する届出をしている住宅」、**Ⓒ**「国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条第 1 項に規定する認定をうけた施設」とする。
- ③ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）」の第 2 条第 6 項第 4 号に規定される施設ではないこと。
- ④ 「福岡県暴力団排除条例」（平成 21 年福岡県条例第 59 条）を遵守できる施設であること。
- ⑤ その他、公序良俗に反しないこと。
- ⑥ 過去に福岡県が行った旅行助成事業において、ルールどおり適切に運営されていること。
- ⑦ 以下（2）に示す留意事項（ルール）を遵守できる施設であること。

(2) 留意事項（ルール）

- ① 本キャンペーンの取扱いに関し、宿泊客とトラブルにならないよう努めること。
（例）本キャンペーンの利用を停止した際は、その旨を事前に宿泊者に伝えること
- ② チェックインの際に、本キャンペーン利用者の宿泊者名簿の管理を確実に行うこと。
- ③ 本キャンペーンを利用する意思を示していない利用者の宿泊に無断で割引を適用しないこと。
- ④ 宿泊事業者自ら（従業員含む）が割引クーポン等を事前に取得したうえで、宿泊予約を募らないこと。
- ⑤ 本キャンペーンの取扱事業者登録申請や精算業務を事務局指定のシステムを使用して行うこと。その他、本キャンペーンが示すマニュアルの内容を遵守すること。
- ⑥ 取扱施設名の告知は、本キャンペーン特設サイト等でも実施するが、各施設でホームページ等を運営している場合は、そちらでも積極的な発信に協力すること。
- ⑦ 事務局との精算に使用するシステムの ID 等の管理のほか、個人情報等の適切な管理のほか、精算に係る帳票類を適切に管理できること（5 年間保存）。
- ⑧ 助成金の審査にあたり、事務局側が求める追加書類（宿泊証明書、領収証等）の提出に

応じること。

また、キャンペーンの運用・申請内容等に疑義が生じた場合等、福岡県観光連盟または事務局が求める調査・確認に応じること。

⑨ 宿泊代金、利用人数等の水増しなど、助成金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。

4. 取扱宿泊施設登録申請方法

(1) 事務局への登録申請

本キャンペーンの取扱を希望する宿泊施設は、事務局への登録のため以下の書類をシステム (AMARYS) にて提出してください。 URL : <https://amarys-jtb.jp/heitoku-24hr/>

(提出書類)

① 令和 8 年度「ふくおか平日おトク旅」観光キャンペーン取扱宿泊施設登録申請書 (システム (AMARYS) へ入力)

② 当該施設を運営する上で必要な許可を得ていることを証する書類 (営業許可証、特定認定書、その他事務局が定める書類等) (システムへアップロードして提出)

③ 取扱宿泊事業者同意確認書 (システム内で同意)

④ 暴力団排除の誓約書 (システム内で同意)

(取扱施設登録申請期間)

令和 8 年 4 月 1 日 (水) ~ 令和 8 年 7 月 17 日 (金) まで

※申請した時点で助成予算が終了している場合には、受付できないことがあります。

5. 宿直割引の精算について

宿直割引の適用開始後すみやかに、次の方法にて精算手続きを行ってください。

(1) 方法 指定する精算システムを使用すること。

(2) 回数 原則、月に 2 回程度の精算を行うこと。

(3) 支払 事業者が指定する金融機関への口座振込とする。なお、振込に係る費用は本事業において負担する。

(4) 期限 精算スケジュールはマニュアル等で通知します。

※最終期限に間に合わない場合、支払いに応じることができない場合があります。

※精算に関する手続き等の詳細については、登録事業者向けマニュアルを公開します。

6. 今後のスケジュール (予定)

4 月中旬 : 登録事業者へのマニュアルの公開、システム ID の連絡
割引予約開始

5 月 7 日 (木) : 割引宿泊開始

<キャンペーン全般・取扱事業者登録に関するお問い合わせ先>

「ふくおか平日おトク旅」観光キャンペーン事業運営事務局

T E L : 092-752-8048

メール : heitoku-24hr@jbx.jtb.jp

申請システム URL (宿泊施設) : <https://amarys-jtb.jp/heitoku-24hr/>